

第 四三〇〇〇一九〇 号

# 認定証

埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目三番一八号

メゾンド中浦和二〇二

株式会社アウター・ガード・システム

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和元年七月三十一日から

令和六年七月三十日まで

埼玉県公安委員会

